

令和4年度 第2回

みどり市定例教育委員会 会議録

令和4年5月17日 開会

令和4年5月17日 閉会

みどり市教育委員会

令和４年度第２回みどり市定例教育委員会会議録

令和４年５月１７日（火曜日）

議事日程

令和４年５月１７日（火曜日）午後３時００分開議

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 教育長報告 | |
| 日程第 4 | 報告第５号 | 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について |
| 日程第 5 | 議案第３号 | 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 6 | 議案第４号 | 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和４年度 教育費一般会計補正予算（補正第１号）） |
| 日程第 7 | 議案第５号 | 令和４年度 みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱について |
| 日程第 8 | 議案第６号 | 令和４年度 みどり市学校運営協議会委員の委嘱について |
| 日程第 9 | 議案第７号 | 令和４・５年度 みどり市青少年センター補導員の委嘱について |
-

本日の会議に付した事件

- | | | |
|---------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 教育長報告 | |
| 日程第 4 | 報告第５号 | 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について |
| 日程第 5 | 議案第３号 | 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 6 | 議案第４号 | 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和４年度 教育費一般会計補正予算（補正第１号）） |
| 日程第 7 | 議案第５号 | 令和４年度 みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱について |
| 日程第 8 | 議案第６号 | 令和４年度 みどり市学校運営協議会委員の委嘱について |
| 日程第 9 | 議案第７号 | 令和４・５年度 みどり市青少年センター補導員の委嘱について |
| 追加日程第 1 | 議案第８号 | 令和４・５年度 みどり市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について |
| 追加日程第 2 | 議案第９号 | 令和４・５年度 みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について |

出席委員（５人）

教 育 長	保 志 守		
職務代理者	金 子 祐次郎	委 員	山 同 善 子
委 員	岩 野 ひろみ	委 員	石 戸 悦 史

欠席委員（なし）

傍聴（１人） 事務事業評価委員

説明のため出席した者

教育部長	川 俣 一 広	教育総務課長	正 田 一 仁
学校教育課長	加 部 豊	社会教育課長	割 田 隆 久
文化財課長	今 泉 源太郎	富弘美術館事務長	横 倉 智恵子

事務局職員出席者

教育総務課長補佐	長 澤 伊知郎	総 務 係 長	下 田 幸 子
----------	---------	---------	---------

◎開会・開議

午後 3 時 0 0 分開会・開議

○教育長 ただいまから、令和 4 年度第 2 回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。よろしくお願いいたします。

◎日程第 1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第 1、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番 4 番の岩野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第 2 会期の決定

○教育長 日程第 2、会期の決定ですけれども、令和 4 年 5 月 1 7 日、本日 1 日ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、本日 1 日と決定いたします。

◎日程第 3 教育長報告

○教育長 日程第 3、教育長報告を議題といたします。私のほうから報告させていただきます。

4 月 1 5 日、教科等指導員委嘱状交付式がありました。多くの教育委員会が、教育力の向上を目指して取り組んでいるところです。みどり市でも教科等指導員制度を運用しておりますので、委嘱状を交付させていただきました。

業務とすると、年 2 回、教科等指導員の方に指導主事訪問日に各学校へ来ていただいて、研究協議や個別の指導をしていただきます。感想等も含め、お話をさせていただきます。全体、個人の資質向上を目指すようなシステムとなっております。

1 9 日、みどり市区長会がありました。前段では市長が出席し、委嘱状交付式がありました。その後、副市長、教育長、部長から自己紹介をさせていただきました。

2 0 日、総務文教常任委員会協議会があり、教育委員会の報告事項を何点かお話させていただきました。内容は、管理職の人事異動や、今年度の児童生徒、教職員の人数について、中学生の海外派遣の中止などの報告をさせていただきました。また、今年度、西鹿田グリーンパークの実施設計や、富弘美術館の 3 0 周年記念式典を予定しておりますので、そちらについての説明をさせていただきました。

2 1 日、教育研究所の運営委員会と推進委員会があり、こちらの委嘱状交付を私のほうからさせていただきました。教育研究所の運営委員については、教育研究、教育研修、教育相談、支援センター、不登校など各部に分かれております。その全体の運営について協議いただく方が、運営委員です。

推進委員会については、教育に関わる研究を行ってもらう組織です。現時点では、3 つの班に研究

していただいております。この委員会については、管理職が所属されているところもあります。

23日、岩宿の里米っこクラブの開校式に参加させていただきました。米っこクラブは、古代米の種まきから田植え、稲刈りの一連の流れの体験をしていただくというものです。親子で参加のご家庭も多いそうです。全8回にわたって、体験学習を進めていただきます。

こちらについては大きなボランティア団体が2つ関わっていただいております。一つは古代米の会で、実際に種まきから指導いただきます。もう一つが古代料理の研究会で、体験学習が終わった後、軽食を振る舞っていただくそうですが、それに大きく関わる団体です。朝から準備をされて、第1回目からご活躍いただきました。

25日、市長登庁式に参加させていただきました。2期目の任期の初登庁ということでした。

登庁式が終わった後、臨時部次長会議がありました。市長が掲げているマニフェストについて、改めての説明を市長から聞かせていただきました。

同日、東部管内教育長会議があり東部教育事務所へ出向きました。事務所の1年間の事業説明や運用方針等の説明がありました。

その後すぐに東部地区人事会議がありました。昨年度末の人事を振り返り、状況等の説明や今年度の人事の予定についてお話がありました。

26日、群馬県都市教育長協議会が渋川市の北橋行政センターで行われました。収支報告や予算案、役員選出、各教育長の充て職などの確認を行いました。

今年度の11月10、11日に、東日本側の第1ブロックでの教育委員会研究協議会が群馬県で開催されます。委員の皆さんには、出席いただくことになろうかと思います。その役割分担の確認なども行いました。

また、情報交換をさせていただきました。内容は、GIGAスクールに関わる各市の取り組み状況についてでした。みどり市も報告させていただき、現状を説明させていただきましたが、ほかの市に比べるとみどり市の実践のところは幾分進んでいるという印象を受けました。

別の内容で、前橋市では、教育委員会議をリモートですることが想定される現状が起きたということで、教育委員会議をリモートで実施する予定であるというお話がありました。教育委員の方が自宅待機などで急に来られなくなる状況となったとき、半数いないと、会議が成立しなくなります。それを回避するために、来られないときにはリモートも可とする仕組みを考えているという情報提供がありました。

同日、みどり市民生委員児童委員協議会総会は川俣部長に代理出席をいただいて、ご挨拶文を読んでもいただきました。

みどり市子ども会育成会連絡協議会定期総会ではご挨拶をさせていただきました。コロナの影響であると思いますが、出席が少ないように感じましたが、今年度は予定どおりに事業が実施できることを皆さん望んでいました。

27日、令和3年度スポーツ協会表彰式及び令和4年度定期総会がありました。全部で55名の表

彰者がおりました。例年と大体同じような数ということです。スポーツ功労者が1名、スポーツ勲功賞の金賞では、ゴルフをされている中学生が1名、銅賞が53名であり、ほとんどが中学生でした。野球、バスケットボール、バトミントンなどで良い成績をおさめた方々の表彰がありました。

定期総会では、令和3年度はなかなか事業が進まなかった状況でしたが、みどり市では、草木湖マラソンやニューイヤー駅伝の協力などの活躍について発表させていただきました。

28日、定例部長会議がありました。

同日の民生委員推薦会では、2年の任期がありますが、ことしの12月1日が改選になります。それに向け、候補者を推薦委員が選定していく必要があります。教育長が委員の1人となっておりますので、今後の流れについて説明を受けました。

青少年育成推進員連絡協議会と公民館長・主事委嘱状交付式では、委嘱状の交付並びに挨拶をさせていただきました。

5月8日、みどり市ユニバーサルボッチャ協会定期総会に出席し、挨拶をさせていただきました。

10日、定例校長・園長会がありました。一通り出席させていただきましたが、私のほうから2つのことをお伝えをしました。

1つ目は、ボッチャについてです。「ボッチャと言えばみどり市」と市長も掲げております。子供たちにボッチャをいろいろな機会体験していただき、ボッチャから学んでもらいたいということで今年度動いているため、そちらのご協力をお願いしました。また、社会教育課の配慮により、各学校1セットずつボッチャセットを貸し出す準備ができましたので、その説明をさせていただきました。

2つ目は、学校によってホームページが整っていないところがありますので、発信も含め、きちんと準備を進めていただきたいということをお伝えしました。

また、いじめ防止の基本方針を学校が策定することになっております。平成25年に法が改正され、ホームページ上でどこの学校も出していますが、コロナやほかのいろいろなことでのいじめについて、もう一歩踏み込んだ方針を策定して欲しいというお話をさせていただきました。

同日、みどり市スポーツ推進委員委嘱式では委嘱状を交付させていただきました。

11日、教育研究所開講式がありました。教育研究所では、今年度、3つの班が組織を組み、教育研究を進めていただきます。初日のため、開講式に臨ませていただきました。

12日、群馬県特別支援教育運営会議がありました。私が都市教育長協議会の充て職となっておりますので出席をさせていただきました。今年度の予定や、昨年度までの群馬県全体の特別支援教育の実状について説明がありました。今年度で第2期となる特別支援教育の群馬県推進計画が終わり、来年度から3期に入ります。その策定の準備も兼ね、ほかの都市との意見合わせをしました。

13日、芦北町の教育長が来庁され、お話を1時間ばかりさせていただきました。スポーツ文化振興課長と学芸員の方1名も一緒に来庁されました。全国市町村協議会が東京であり、そちらに出席する都合で、お見えになられました。芦北町の教育長は、前任の館長が退職され、4月から教育長と富弘美術館の館長を兼ねております。教育長となる前は、消防長をされていたため、危機管理について

のお話もさせていただき、大変参考になりました。

16日、県市町村教育長協議会と人事会議がありました。今年度の県の施策についての説明を受けるとともに、人事の予定について協議をしてみました。

私からは以上です。教育長報告について、何かございますか。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

◎日程第4 報告第5号 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について

○教育長 続きまして、日程第4、報告第5号、教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 部活動指導員というのは、働き方改革の中でできた業務だと思うのですが、今回任用の方々は元教員なのでしょうか。

○学校教育課長 全ての方が元教員ということではございません。

○委員 資格要件のようなものはあるのでしょうか。

○学校教育課長 その部活動に精通しているだけで、特に何か資格を持ってなくてはいけないということはありません。

○委員 スポーツのコーチの資格などは特になくても大丈夫ということですね。

○学校教育課長 はい。

○教育長 働き方改革ということもありますが、顧問がその部活動に精通していないという学校もあるため、そちらも含めた任用となっております。

○委員 会計年度任用職員の方は1カ月の活動日数や時間は決められているのでしょうか。

○学校教育課長 年間で文化部は187時間、運動部は210時間と決まっております。今回の部活動指導員については、3分の2が補助金から出ます。国、県の予算がございますので、それによって時間が制限されております。

○委員 部活動指導員は、子供たちが活動するときに入るということですか。

○学校教育課長 この部活動指導員については、顧問がいなくても指導ができる立場となります。以

前みどり市が独自で行ったスポーツエキスパートについては、顧問と一緒になければならず、土日の指導ができませんでした。部活動指導員は、土日でも指導できますし、大会の引率もできるようになっております。それにより教員の負担軽減となり、働き方改革にもつながると思います。

○委員 顧問の先生がいなくても良いのでしょうか。放課後になると、出勤して生徒に直接指導する形なのでしょうか。

また、練習試合も直接ほかの学校とやりとりをして進めることができるのでしょうか。

○学校教育課長 やっても構いませんが、全ての時間を指導できませんので、どうしても顧問と連携しなければいけません。顧問の補助のような形です。指導は単独でもできますが、年間で時間が制限されています。

○委員 どの部活動も必ず学校の先生が顧問としてついているということですね。学校の先生が兼任している可能性もあり、そういうときに、部活動指導員が専門的な知識を持って指導してくださるということですね。

○学校教育課長 はい。

○委員 部活動の中からコロナの陽性者が出た場合、部活動を停止するなどのルールもあると思うのですが、その辺もきちんと管理ができていますのでしょうか。

○学校教育課長 はい。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第4、報告第5号、教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）については、以上で終了いたします。

◎日程第5 議案第3号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例）

○教育長 続きまして、日程第5、議案第3号、議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 公共施設の個別施設計画に基づいて実施される統合ということですね。条例の改正には直接関わりはありませんが、働いている方々は、統合によりどのような動きになるのでしょうか。

○教育総務課長 東学校給食センターについては調理業務を委託しております。その方々については

委託業者のほうに話をさせていただいて、大間々学校給食センターなどほかの調理場で働けるように話をしております。働くかどうかはご本人次第という形になってしまいますが、雇用できるように話は進めさせていただいております。

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第5、議案第3号、議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例）、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◇

◎日程第6 議案第4号 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和4年度 教育費一般会計補正予算（補正第1号））

○教育長 続きまして、日程第6、議案第4号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和4年度 教育費一般会計補正予算（補正第1号））を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、各担当課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 学校教育課について、国庫補助金を小学校の管理運営事業に使うということでしたけれども、消毒液や空気清浄機などはほかの学校は昨年度購入していましたよね。新設校が今年度からになると思うのですが、学校では組んでいなかったのでしょうか。

○学校教育課長 ほかの学校も昨年度の3月補正で、同じ補助金がありましたので、補正を組んでいただいて、繰越明許で今年度分を購入する形となっております。新設校につきましても、当初予算はあります。ただ、予算を組んだときと状況が変わり、コロナの状況に終息の見込みがないため、追加で購入したいということです。空気清浄機はほかの学校と同じように特別教室に設置し、保健室のつい立てを追加で購入させていただく形となっております。

○委員 教育総務課の笠懸地区給食運営事業について、正規職員の費用は別のところから出ているのでしょうか。

○教育総務課長 正規職員は別のところから予算が計上されておりますので、この中には含まれておりません。そちらは最終的に減額という形になると思うのですが、笠懸地区の給食調理員ということ

で、会計年度任用職員を任用する場合にはこちらの事業費から支出しています。新たに不足分を補正させていただきます。

○委員 指名停止措置ということで、増額になっていますよね。指名停止措置になった業者はどうなるのでしょうか。

○教育総務課長 長期継続契約を結んでいる教育施設が随分ありますが、そちらの5年の長期継続契約が切れるということで、新たにその入札をかける時期でした。指名停止されている業者はその入札の参加資格がなくなりました。

笠懸幼稚園も認定子ども園となる話も出ていますし、東公民館も東支所と統合するような話も出ていたため、長期継続を結ばず、単発で契約をする予定でした。既存の機械を生かして、そのまま継続したほうが、コストも安く済むということで、当初予算ではそちらで組んでいました。それが指名停止となり、随意契約もできない状況となり、新たに入札をしなければいけなくなりました。その部分を設計したときに、新しい契約により新しい機械を入れる形で対応したいということで、今回の増額補正となります。

○委員 指名停止は、みどり市の入札で指名停止になったわけではなく、みどり市外の事案で指名停止となり、それをみどり市も反映したということでしょうか。

○教育総務課長 今回の指名停止については、過日新聞報道にもなりました。みどり市では指名停止処を受けた請負業者が7社ございました。そのうちの委託契約をしている業者が指名停止処分を受けているため、その業者を抜かした状態で入札をしました。

○教育部長（川俣一広） おっしゃるとおり、別の市で起きたということです。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第6、議案第4号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和4年度 教育費一般会計補正予算（補正第1号））、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程第7 議案第5号 令和4年度 みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第7、議案第5号、令和4年度みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 評議員の継続年数について、笠懸幼稚園の方の年数が比較的大きいのですが、なるべく長くやっていただくような方針があるのでしょうか。

○学校教育課長 各学校の園長や校長の意向が大きく反映されているところがございます。幼稚園は長年されている方にやっていただいているのだと思います。

○委員 あずま小中学校は、評議員の制度をやめて、新たに運営協議会をつくったと思うのですが、新設校が新しくできたときに、学校運営協議会ではなく評議員にしたのは何か意味があるのでしょうか。

○学校教育課長 学校運営協議会を設置した学校はコミュニティスクールという別のものになります。今回みどり市では、あずま小中学校のみに置いております。学校運営協議会は評議員よりも権限が強いものになります。国からは、努力義務でできるだけ全部の学校に設置するよう言われておりますが、今のところみどり市としては1校だけです。あずま小中学校の今後を見て、広げていくかどうかを検討いたします。笠懸西小学校は通常の学校ですので、評議員を置くような形になっております。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第7、議案第5号、令和4年度みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第8 議案第6号 令和4年度 みどり市学校運営協議会委員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第8、議案第6号、令和4年度みどり市学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第8、議案第6号、令和4年度みどり市学校運営協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第9 議案第7号 令和4・5年度 みどり市青少年センター補導員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第9、議案第7号、令和4・5年度 みどり市青少年センター補導員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 委嘱された方々の人材育成や研修はどのようにされているのかを教えてください。

○社会教育課長 長い方は30年続けている方もいらっしゃいますが、平均すると10年ぐらいとなります。実際の活動を始める前に、全体の研修会をさせていただきながら、どのように声をかけるかという研修会もしています。また、それぞれ学校ごとに、2人から4人までのグループを組み、その中で話し合いをしたりして引き継ぎをさせていただいております。

○委員 各地域の特色に合わせた研修会や、全体の研修会があるということですね。

○委員 いろいろな経歴や役職をお持ちの方がおりますが、「学社融合」というのはどのような役職なのでしょう。

○社会教育課長 学校の先生の役職の一つであり、学社融合という役割を持っている先生になっていただいております。

○委員 それはどういう内容の役割となっているのでしょうか。

○教育長 学校や社会教育と連携をとる役割です。学社連携・融合という言葉を使います。どの学校にも校務分掌の一つとして、この役割を担っている方が1名はいます。

○委員 「青パト役員・補導員」という役職は、PTAとは別の青パト活動があり、その担当をしているという意味なのでしょうか。

○社会教育課長 PTA役員の役割の一つに青パトがあり、そちらの担当をしているということです。学校によっては特定の人が補導員になると決められているPTAもあります。

○委員 PTA活動の中に青パトの活動があると聞いていたので、この方はその担当をしているということですね。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第9、議案第7号、令和4・5年度みどり市青少年センター補導員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程の追加

○教育長 お諮りいたします。議案第8号、令和4・5年度みどり市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしと認め、議案第8号、令和4・5年度みどり市いじめ問題専門委員会委員の委嘱についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第8号 令和4・5年度 みどり市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について

○教育長 続きまして、追加日程第1、議案第8号、令和4・5年度みどり市いじめ問題専門委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。追加日程第1、議案第8号、令和4・5年度みどり市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程の追加

○教育長 お諮りいたします。議案第9号、令和4・5年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしと認め、議案第9号、令和4・5年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 議案第9号 令和4・5年度 みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について

○教育長 続きまして、追加日程第2、議案第9号、令和4・5年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 1号委員から5号委員までであるということですが、4号委員というのはどのような方なのでしょうか。

○社会教育課長 4号委員は部落解放同盟の役員の方という規程ですが、みどり支部が休止中のため委嘱ができない状況になっております。

○委員 4号委員は、部落解放同盟に関わる方ということが決まっているのでしょうか。その活動が現在休止しているため委嘱しないということでしょうか。

○社会教育課長 はい。

○委員 通常4号委員はこの中に1名入ることが想定なののでしょうか。

○社会教育課長 はい。支部の活動をされていたときは、1名にお願いをしておりました。

○委員 活動があったとしても、4号委員は1名ということですね。

○社会教育課長 はい。

○委員 備考欄に任命と書かれている方が4名おりますが、委嘱と違うところは何でしょうか。

○社会教育課長 任命とされている方はみどり市の職員になります。委嘱されてる方は、みどり市の職員以外の団体から推薦された方ということで分けております。

[少し間あり]

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。追加日程第2、議案第9号、令和4・5年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎閉 会

○教育長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、教育委員会議を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後4時13分閉会

教育委員会会議規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育長 保 志 守

教育委員会教育委員 岩 野 ひ ろ み